

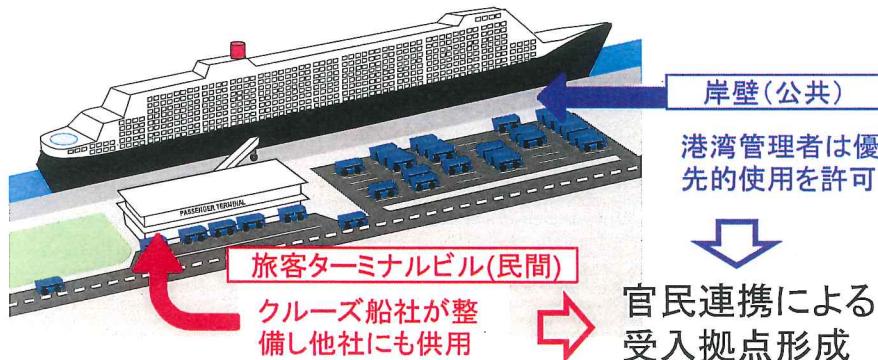
訪日クルーズ拠点港湾の形成に向けた港湾法の改正

■国際クルーズ拠点として国が指定した港湾において、民間による受入施設整備を促す協定制度等を創設

【現状】

- ① 急増するクルーズ船の受入施設が不足、貨物ヤードでの旅客受入も発生
- ② クルーズツアーは1年以上前からの販売も多いが、岸壁の優先予約の仕組みがなく、ツアー造成に支障
- ③ 岸壁を長期優先使用できるなら、自ら旅客ターミナルビル等を整備する意欲を持つ船社が出現

【官民の連携による拠点形成のイメージ】



【岸壁の優先使用のイメージ】

- ・A社(協定船社)による予約(1年半程度前)

月	火	水	木	金	土	日
	A社		A社		A社	

- ・A社の予約完了後、その他の社が予約

月	火	水	木	金	土	日
B社	A社	C社	A社		A社	

【新たな制度の概要】

国が指定した港湾において、港湾管理者とクルーズ船社との間で、以下の内容の協定を締結できる制度等を創設。

- ・港湾管理者はクルーズ船社に岸壁の優先的な使用を認める
- ・船社は旅客施設を整備し、他社の使用も認める

受入拠点の形成を図る港湾を国が指定

- ・岸壁の整備状況、クルーズ船社との連携の度合い、クルーズ旅客の見込み数等を総合的に勘案して、国が指定

港湾管理者がクルーズ拠点の形成計画を作成

- ・将来の外航クルーズ旅客の受け入れ目標、ターミナルビル等の施設の整備概要、官民の役割分担等を内容とする受入拠点形成計画を港湾管理者が作成
→計画に基づく工事の許可等の特例を措置

港湾管理者が民間事業者と協定を締結

- ・港湾管理者はクルーズ船社に長期の岸壁優先使用を認める
- ・クルーズ船社等は形成計画に沿って旅客施設を整備するとともに、自社の使用しない日には他社の使用を許容する
→クルーズ船社等の地位を引き継いだ承継者にも協定の効力が及ぶ規定を創設
- クルーズ船社等が所有する旅客施設の利用料金が著しく不適切な場合等における港湾管理者による変更命令を規定

【政府目標】

訪日クルーズ旅客2020年500万人に向けたクルーズ船受入れの更なる拡充(日本再興戦略2016)

港湾情報提供施設・協定制度の創設

港湾情報提供施設

- 多様化する港湾利用者の利便性向上やポートセールスのための、案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設
- 港湾施設に位置づけることにより、港湾情報提供施設の効果的な整備・管理を推進する。



- ・港湾協力団体の活動拠点としても利活用
・さらに、施設の整備・管理自体を港湾協力団体が行うことも可能

港湾協力団体

- 港湾で活躍するNPO等の団体を想定している。
- 業務：港湾管理者に協力して以下の業務を実施する。
 - ①港湾情報提供施設その他の港湾施設の整備・管理
 - ②港湾の情報・資料の収集・提供
 - ③港湾の調査研究
 - ④港湾の知識の普及・啓発



 民間事業者が港湾情報提供施設を整備した場合の施設管理の特例

特定港湾情報提供施設協定

見学施設や展示施設などを民間事業者が自らの施設に併設するなどして整備した場合に、港湾管理者と協定を結ぶことにより、当該民間施設を港湾管理者が管理することができる。

なお、本協定は、協定の公示のあった後に当該民間施設の所有者等となった者に対しても、その効力を有する(承継効)。

- ・港湾管理者のメリット：整備コストの縮減
- ・民間事業者のメリット：維持管理コストの縮減、提供可能な港湾に係る情報の充実。

※ 写真は、穀物用サイロの最上階に民間事業者が見学施設を整備している例



港湾を核とした
賑わいの創出

港湾情報提供施設をみなとオアシスの中核施設として活用し、港湾の利用促進を通じた地域の賑わいを創出する。

